

要 望 書

平成23年6月

沖 縄 県

内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
民主党幹事長

殿

「駐留軍用地跡地利用推進法」(仮称)の制定 について(要望)

駐留軍用地跡地利用に関する現行法は、「沖縄振興特別措置法」第7章及び「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法」に規定されておりますが、両法は平成24年3月末に期限を迎えます。

今後の大規模な基地返還跡地の利用は、長年基地を提供してきた国の責務として、地元には過重な負担を生じさせることなく、沖縄の発展につながるものとなるよう進められるべきと考えております。

そのためには、両法を一元化のうえ、必要となる制度を盛り込んだ、全ての基地跡地の整備が終了するまでの新たな法律を制定する必要があります。

沖縄県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」においては、「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え」をもとに新たな法律の制定を昨年9月に要望したところですが、今般、同基本的考えの内容について「駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)要綱県案」として別添のとおり取りまとめたところです。

つきましては、同要綱県案を踏まえた「駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)」を制定していただきますよう、強く要望いたします。

平成23年6月15、16、17日

沖縄県知事 仲井眞 弘 多

【駐留軍用地跡地関係市町村長】

那覇市長
翁 長 雄 志

宜野湾市長
安 里 猛

浦添市長
儀 間 光 男

沖縄市長
東 門 美津子

うるま市長
島 袋 俊 夫

本部町長
高 良 文 雄

恩納村長
志喜屋 文 康

金武町長
儀 武 剛

読谷村長
石 嶺 傳 實

北谷町長
野 国 昌 春

北中城村長
新 垣 邦 男

